

口座引落アシスト保証委託規定(スマートビリングサービス株式会社)

私は、次の各条項を承認のうえ、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「銀行」といいます。)との、口座引落アシスト規定(以下「原規定」といいます。)に基づき、私が銀行に対し負担する債務(原規定に定める「請求先」がスマートビリングサービス株式会社であるものに限る。以下同じ。)について、スマートビリングサービス株式会社、株式会社光通信及び株式会社ハルエネ(以下総称して「保証会社」といいます。)に保証を委託します。

第1条(委託の範囲)

1. 私が保証会社に保証を委託する債務の範囲は、原規定に基づき私が銀行に対し負担する立替金、利息、損害金、手数料、その他一切の債務とし、原規定の内容が変更されたときは、私と保証会社との保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行との間で原規定が締結されたときに成立するものとします。
3. 本契約に基づく保証委託の有効期限は、原規定の有効期限と同一とします。

第2条(債務の弁済)

口座引落アシストを利用する場合、私は、原規定の各条項を遵守し、私が原規定に基づいて銀行に対して負担する債務の全額を相違なく支払い、保証会社に一切負担をかけません。

第3条(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用い信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、銀行と保証会社が協議し決定した対応内容に何ら異議を申し立てません。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

第4条(保証の解除)

1. 本契約に基づく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、私が次の各号のいずれかに当たる事由が生じた場合には、私は、本契約に基づく保証を解除されても異議ありません。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特定生産開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 私の保証会社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) 営む事業に関する業務停止命令または業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けたとき。
- (5) 法人における解散、合併、分割、事業の全部または重要な一部の譲渡を決定したとき。
- (6) 株式会社における全議決権の2分の1を超える議決権を保有する株主、または持分会社における社員(合資会社における有限責任社員を除く。)の変動があったとき。
- (7) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、私の所在が不明となったとき。
- (8) 原規定又は本契約に関し、保証会社に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。
- (9) 私が第3条に違反することが認められたとき。
- (10) 相続の開始があったことが保証会社に明らかとなったとき。
- (11) 在留期間の定めがある場合に、保証会社の求めに応じ在留資格・在留期間その他の必要な事項を保証会社所定の方法により届け出なかったとき
- (12) 在留期間の定めのある場合に、保証会社に届け出ている在留期間満了日を経過したとき
- (13) 本契約その他の私と保証会社との間で締結した契約に私が違反したとき。
- (14) その他、私の信用状況に関する審査等により、保証会社が必要と認めたとき。

2. 前項により保証を解除された場合でも、私が既に原規定に基づき支払う立替金等の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は存続します。

第5条(代位弁済)

1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原規定および本契約の各条項が適用されるものとします。

第6条(求償権)

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償債務および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。但し、第3号に規定される費用については、保証会社の請求によります。

- (1) 前条により保証会社が代位弁済した全額。

- (2) 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- (3) 上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年365日の日割計算による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.6%とします。
- (4) 保証会社が私に対し、上記(1)(2)(3)の金額を請求するために要した費用の総額。

第7条(求償権等の事前行使)

1. 私は、第5条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。
3. 私は、第5条による代位弁済前であっても、残債務に対する私への弁済に係る督促を保証会社が行うことについて、異議ありません。

第8条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条(通知義務等)

1. 私が個人の場合、私の財産、職業、地位および私が経営する会社の経営状況、業況等について保証会社から求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力します。
2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちに保証会社に通知し、指示に従います。
3. 私が個人の場合、保証会社による代位弁済後に、氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、直ちに保証会社に届出ます。
4. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 私が法人の場合、私は貸借対照表、損益計算書等の書類の他、私の財産、経営、業況等の調査に関して保証会社から求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力します。
6. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちに保証会社に通知し、指示に従います。
7. 私が法人の場合、保証会社による代位弁済後に、私の名称、商号、代表者、住所等の届出事項に変更があった場合、私は、直ちに保証会社に届出ます。
8. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった名称、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
9. 私が個人の場合、債権保全等の理由で保証会社または保証会社が委託する者が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、私の住民票等を取得することがあることを承認します。

第10条(成年後見人等の届出)

1. 私またはその代理人もしくは代表者は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。

- 2 私またはその代理人もしくは代表者は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。
- 3 私またはその代理人もしくは代表者は、すでに補助・保佐・後見開始の裁判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、第1項または前項と同様に届出いたします。
- 4 私またはその代理人もしくは代表者は、第1項から前項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。
- 5 前各項の届出の前に生じた損害については、保証会社に一切負担をかけません。

第11条(公正証書の作成)

私は、保証会社の請求があるときは、ただちに強制執行に服する旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続を行います。

第12条(費用の負担)

私は、保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第5条および第6条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。なお、以上の費用の支払いは保証会社の所定の方法に従います。

第13条(規定の変更)

金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は、変更内容を公表すること等により規定の内容を変更することができるものとします。なお、この規定の内容は保証会社と銀行との保証に関する契約書が改定されたときは別段の定めがある場合を除きこれによって当然変更されるものとします。

第14条(債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べないものとします。なお、当該第三者が譲渡もしくは担保に提供された債権について権利を行使する場合、原規定および本契約の各条項が適用されるものとします。

第15条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上